

## 第2章 区立短期大学設置の要件と可能性

### 1 組織と人員配置から考える区立短期大学

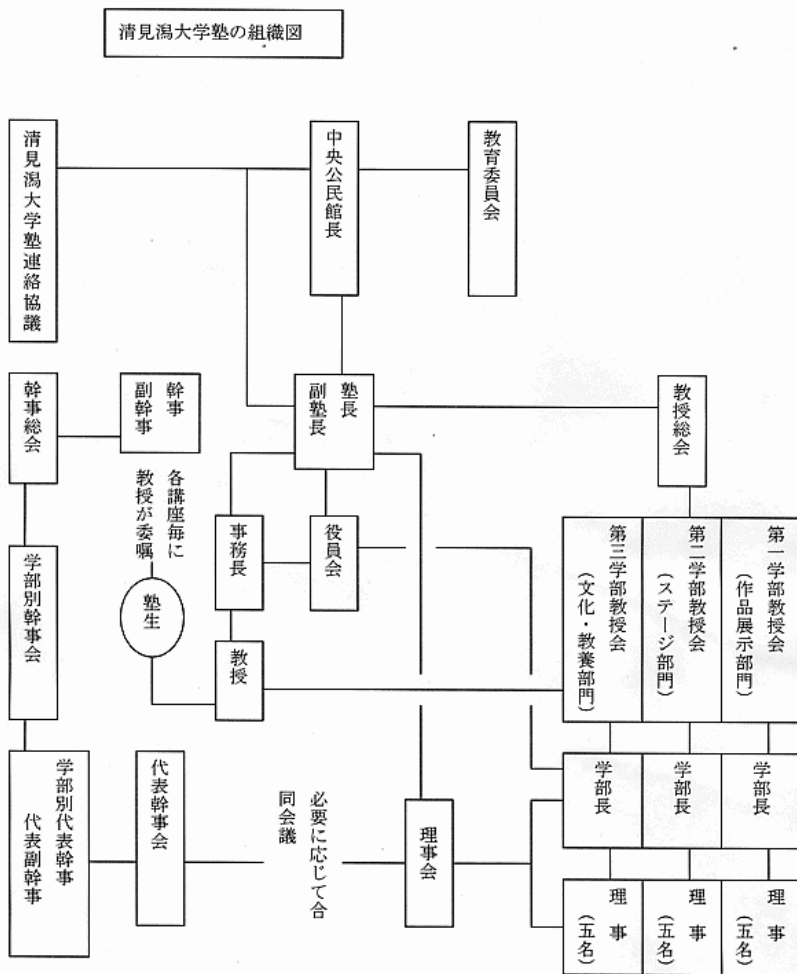
#### (1) 板橋コミュニティ・カレッジの基本コンセプト

地域デザインフォーラム第4分科会において出されたコミュニティ・カレッジ構想の骨子は次のような内容であった。

- ・区立のコミュニティ・カレッジとして、学校教育法に定められた正式な2年制の短期大学を設置する。
- ・運営主体は、板橋区もしくは第三セクター方式などを考えていく。
- ・板橋区内にある施設を活用したサテライト方式の可能性を探る。
- ・板橋区内にある大学や企業、NPO 法人や、知識・技能を持つ区民の協力を得ていく。
- ・学生の対象としては、主婦や高齢者のほか、高校・大学の中退者など、広く想定していく。

平成 16 年度の報告書では、地方自治体における先駆的な生涯学習の取り組みとして TAMA 市民塾（東京都多摩市）、清見潟大学塾（静岡県静岡市）、東松山市きらめき市民大学（埼玉県東松山市）、いたばしグリーンカレッジ（東京都板橋区）などを紹介した。これらの事業では、「大学」「カレッジ」という名称がついていたり、2年制のカリキュラムを組んでいたりするものの、正式な大学（あるいは短期大学）の位置付けではないことから、学士や準学士の学位を取得することはできない。一方、学校教育法や大学設置基準などの縛りを受けず、自治体独自の考えにより教育課程や組織、施設などを設けることができるため、教員やカリキュラム、住民参加の点などで独自性が発揮されている。

図表 6 清見潟大学塾の組織と職員



講座期間は毎年10月1日から翌年9月30日までの1年間。

- ・市内 17 公民館などに於いて 3 学部 138 講座を展開。月 1 回講座と月 2 回講座有り。
- ・「教えることも生涯学習であり、生きがいである」という視点に立って、教授公募制を採用。現在教授 96 名。

出典：清見潟大学塾ホームページより

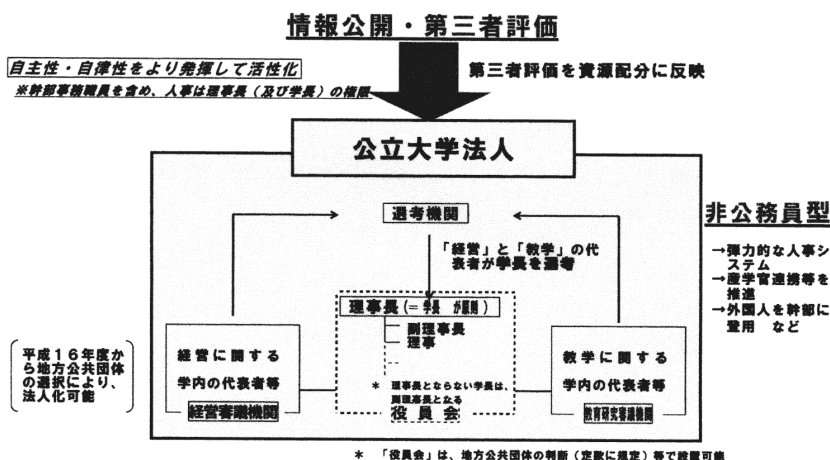
今回の構想では、文部科学省から設置認可を受け、規定の単位を取れば準学士の学位を取得することができ、卒業後には4年制大学への編入が認められる正式な短期大学を目指している。従って、ここでは設置認可の要件を満たし、区立短期大学を実現化する方策を探っていくこととする。

## (2) 大学設置と地方公共団体

地方公共団体が大学（あるいは短期大学）を設置する場合、どのような組織が考えられるのか、最近の公立大学の状況を参考にみていくことにする。

平成17年4月1日現在、全国には73校の公立大学がある。平成17年度の新設大学は6大学、うち4大学は再編統合であることから察せられるように、今、公立大学のあり方が見直され、公立大学としての役割や目的の再確認とともに、時代に合った組織についても検討が図られている。

図表7 公立大学法人のしくみ



出典：文部科学省ホームページより

公立大学見直しの大きな契機となったのが、行政改革大綱（平成 12 年 12 月閣議決定）において、「国における独立行政法人化の実施状況等を踏まえて、独立法人制度についての地方への導入を検討する」方向性が示されたことである。そのことを受け、平成 15 年 7 月に地方独立行政法人法が成立し、「公立大学法人制度」が創設された。現在、地方公共団体が大学を設置する場合には、地方公共団体の選択により、公立大学の法人化が可能になっている。

文部科学省ホームページには、公立法人制度のポイントとして次のような点が挙げられている。

- 地方公共団体の選択により、公立大学の法人化が可能
- 「国立大学法人」の制度設計にならい、必要な特例を規定  
例）大学の教育研究の特性に配慮、学長選考手続、経営および教学に関する審議機関の設置
- 具体的な法人の組織運営等は、地方公共団体の裁量に委ねる弾力的な制度設計
- 法人の設立は、議会の議会を経て定款を「総務大臣及び文部科学大臣」が認可
- ⇒地域社会での知的・文化的拠点として、更なる発展の契機となることを期待
- ・自主自律的な環境の下、魅力ある教育研究を積極的に展開（予算・人事等の規制緩和）
- ・「民間的発想」によるマネジメント
- ・能力・業績に応じた弾力的な人事システム（非公務員型）
- ・情報公開、第三者評価による適切な資源配分、社会貢献の増大

平成 17 年度の状況では、東京都（首都大学東京）を始め、岩手県（岩手県立大学）、大阪府（大阪府立大学）、長崎県（県立長崎シーボルト大学・長崎県立大学）、横浜市（横浜市立大学）、北九州市（北九州市立大学）などで既に法人化がなされ、滋賀県立

大学なども平成 18 年 4 月には公立大学法人立になる予定である。

板橋区で区立短期大学を設置する場合、区が直営で設置することも可能であるが、自主的、自律的な学校運営にふさわしい体制という面から、公立大学法人立という選択肢も考えられる。その場合、「公立大学法人化に関する公立大学協会見解」によれば、次の過程を踏む必要がある。

- ①板橋区として、公立大学法人立にするか直営とするかを判断する。
- ②区が定款を作成し、議会の議決を経て、東京都知事の認可を受け、登記する。
- ③区は、地方独立法人評価委員会を設置し、中期目標の審査を行う体制を作る。
- ④区は、公立大学法人の原案を踏まえて中期目標（1 期 6 年）を定め、公立大学法人が作成した中期計画を認可する。
- ⑤定款の作成に当たっては、公立大学法人に相応しい運営組織を定める。
- ⑥同じく公立大学法人に相応しい人事制度を定める。
- ⑦公立大学法人に相応しい財務会計制度を定める。

区が公立大学の法人化を実施するためには、最低限これだけの取り組みが必要となる。

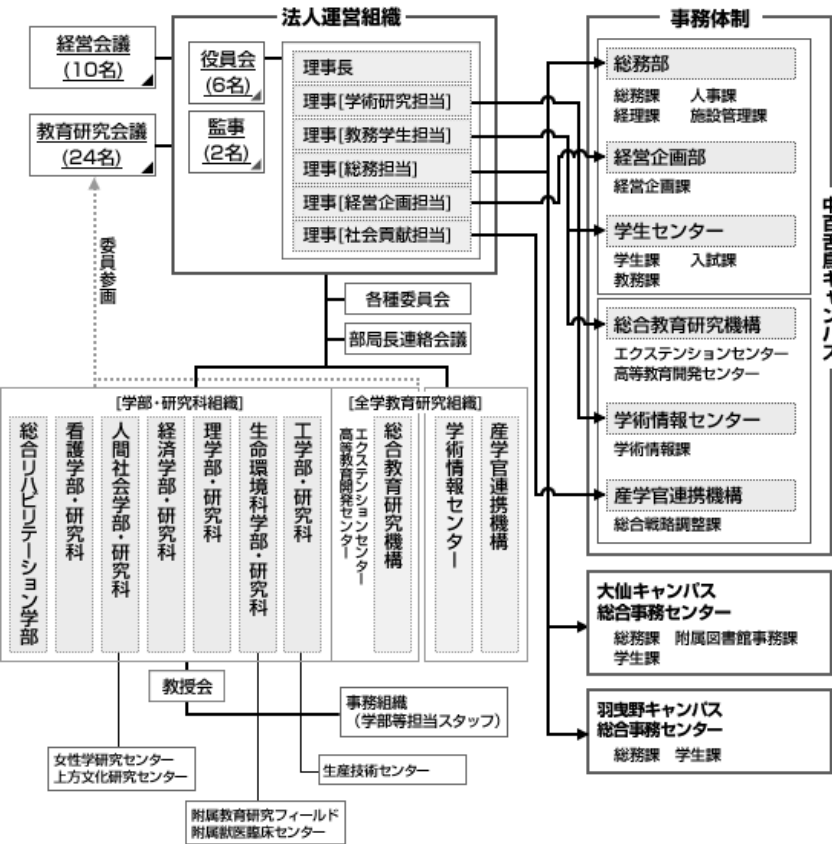
### （３）短期大学設置基準からみた区立短期大学の教職員組織

経営母体を地方自治体にするにせよ公立大学法人にするにせよ、学校教育法に規定された正式な短期大学を設立するためには、「短期大学設置基準（文部科学省令）」の規定を満たす必要がある。ここでは、多くの規定の中から特に短期大学に必要とされる教員組織、事務組織の面に焦点を当てることにする。

短期大学設置基準第 20 条では、「教育上主要と認められる授業科目（以下「主要授業科目」という）は、原則として専任の教授又は助教授が担当するものとし、主要授業科目以外の授業科目についてもなるべく専任の教授又は講師が担当するものとする」と

いうように、授業科目の担当を規定している。同第 22 条においては、学科の種類と 1 学科の入学定員等を基本に、短期大学設置基準別表第一（第 22 条関係）において専任教授数が規定されている（図表 9）。更に、別表第一に定める教員数は、教授、助教授又は講師の数を示し、その 3 割以上は教授とするなど、備考の中にも詳細な規定がある。

図表 8 公立大学法人大阪府立大学組織図



出典：大阪府立大学ホームページより。

こうした教員数、その内の専任教員数や教授の割合といった規定のほか、短期大学の教員には、学長以下、教授、助教授、講師、助手に至るまで、それぞれ資格要件が定められている。例えば、同第 23 条に掲げられている教授の資格は次の通りである。

第 23 条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む）を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条二に規定する専門学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- 四 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実際的な技術の習得を主とする分野にあっては実際的な技術に秀でてしていると認められる者
- 五 大学（短期大学を含む。以下同じ）又は高等専門学校において教授、助教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- 六 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者
- 七 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

図表 9 短期大学設置基準別表第一（第 22 条関係）

参考：短期大学設置基準別表第一（第 22 条関係）  
イ 学科の種類に応じ定める教員数

| 学科の属する分野の区分           | 一学科の<br>入学定員 | 同一分野に属す<br>る学科が一学科<br>の場合の教員数 | 同一分野に属す<br>る学科を二学科<br>以上置く場合の<br>一学科の教員数 | 一学科の<br>入学定員 | 同一分野に属す<br>る学科が一学科<br>の場合の教員数 | 同一分野に属す<br>る学科を二学科<br>以上置く場合の<br>一学科の教員数 | 一学科の<br>入学定員 | 同一分野に属す<br>る学科が一学科<br>の場合の教員数 | 同一分野に属す<br>る学科を二学科<br>以上置く場合の<br>一学科の教員数 |
|-----------------------|--------------|-------------------------------|------------------------------------------|--------------|-------------------------------|------------------------------------------|--------------|-------------------------------|------------------------------------------|
| 文学関係                  | 100人まで       | 5                             | 4                                        | 101人～200人    | 7                             | 6                                        |              |                               |                                          |
| 教育学・教育学関係             | 50人まで        | 6                             | 4                                        | 51人～100人     | 8                             | 6                                        | 101人～150人    | 10                            | 8                                        |
| 法学関係                  | 100人まで       | 7                             | 4                                        | 101人～150人    | 7                             | 4                                        | 151人～200人    | 9                             | 6                                        |
| 経済学関係                 | 100人まで       | 7                             | 4                                        | 101人～150人    | 7                             | 4                                        | 151人～200人    | 9                             | 6                                        |
| 社会学・社会福祉学関係           | 100人まで       | 7                             | 4                                        | 101人～150人    | 7                             | 4                                        | 151人～200人    | 9                             | 6                                        |
| 理学関係                  | 100人まで       | 7                             | 4                                        | 101人～150人    | 9                             | 6                                        |              |                               |                                          |
| 工学関係                  | 100人まで       | 7                             | 4                                        | 101人～150人    | 9                             | 6                                        |              |                               |                                          |
| 農学関係                  | 100人まで       | 7                             | 4                                        | 101人～150人    | 9                             | 6                                        |              |                               |                                          |
| 家政関係                  | 100人まで       | 5                             | 4                                        | 101人～200人    | 7                             | 6                                        |              |                               |                                          |
| 美術関係                  | 50人まで        | 5                             | 3                                        | 51人～100人     | 7                             | 4                                        | 101人～150人    | 8                             | 5                                        |
| 音楽関係                  | 50人まで        | 5                             | 5                                        | 51人～100人     | 7                             | 7                                        | 101人～150人    | 8                             | 8                                        |
| 体育関係                  | 50人まで        | 6                             | 4                                        | 51人～100人     | 8                             | 6                                        | 101人～150人    | 9                             | 7                                        |
| 保健衛生学関係<br>（看護学関係）    | 100人まで       | 7                             | —                                        | 101人～150人    | 9                             | —                                        |              |                               |                                          |
| 保健衛生学関係<br>（看護学関係を除く） | 100人まで       | 7                             | 4                                        | 101人～150人    | 9                             | 6                                        |              |                               |                                          |

ロ 短期大学全体の入学定員に応じ定める専任教員数

|      |       |        |        |        |        |
|------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 入学定員 | 50人まで | 150人まで | 250人まで | 400人まで | 600人まで |
| 教員数  | 2     | 3      | 4      | 5      | 6      |

※別表第一イ、ロについては、更に備考として詳細な規定がある。

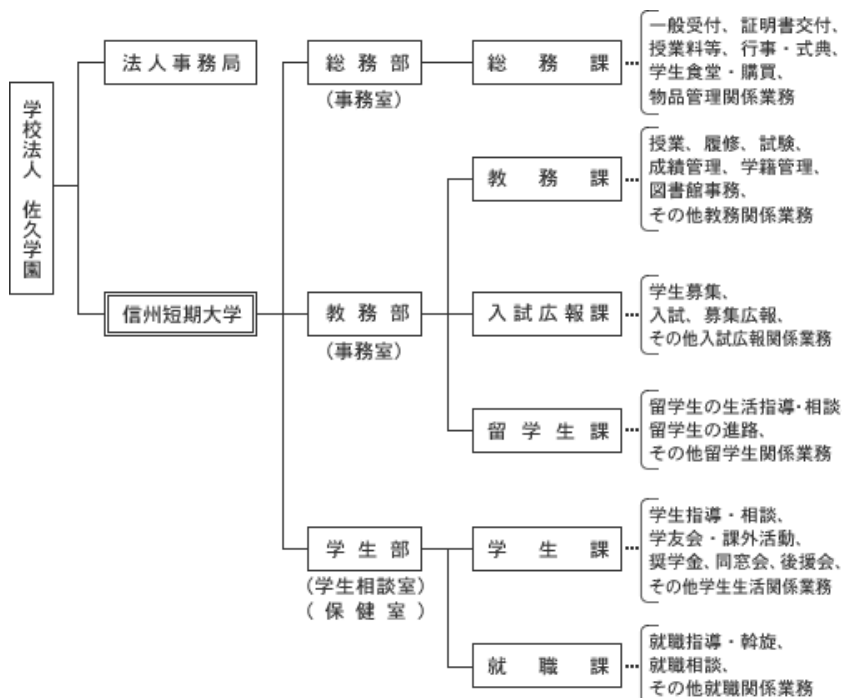
以上のことから、もし仮に、公立学校法人として、社会学系1学科（入学定員200名）の短期大学を設置する場合には、学長以外の教員だけでも9名（内3名以上が教授、4名以上が専任）を確保する必要がある。実際には、修業年限二年の短期大学の場合、卒業要件として2年以上在学、62単位以上を修得するという卒業要件を満たすようなカリキュラムと教員を配置することが必要となるため、非常勤などを含め規定以上の教員配置で対応する必要があると考えられる。

教員組織のほか、短期大学には、専任の職員を置く適当な事務組織（短期大学設置基準第34条）および厚生補導の組織（同第35条）を設けるものとされている。

成績管理、学籍管理のほか、入試事務や授業料収納事務、更に短期大学の重要な役割として不可欠なのが就職指導を含む学生への指導・相談である。最近の傾向では、就職対策を考慮して、短期大学ではあっても専門学校に近い実学的な要素が求められていると言われている。そのため、資格取得に係る事務も増加していると考えられる。その他、当該大学の教育および研究、組織および運営ならびに施設および設備の状況についての自己評価、認証評価に関する事務も規定されており、教員組織と並び事務部門の組織も重要となっている。

法人化した場合、更に必要となるのが法人事務を担当する職員である。学校法人として「役員会」「経営審議会」「教育研究評議会」などを運営するほか、情報公開や第三者評価への対応など、重要な事務を担う体制が必要になる。

図表 10 学校法人佐久学園信州短期大学事務組織



出典：信州短期大学ホームページより

#### (4) 規制緩和と板橋区立短期大学の可能性

生涯学習の視点で設置する市民大学や高齢者大学と異なり、卒業すれば大学への編入が可能であるような正規の短期大学を設置するためには、ボランティアや NPO 法人等の人材活用、公の施設や学校施設の有効活用をもってしても、条件整備には相当の経費と職員の雇用・配置が必要であることがわかる。

しかしながら、近年、規制緩和の動きが著しい。少子高齢化の進展や多様な教育ニーズへの対応など、時代の変化に合わせた対応や試みがなされている。例えば、従来、学校の設置主体は国、

地方公共団体もしくは学校法人に限られていたものが、構造改革特区による特例措置として株式会社、NPO 法人による学校設置が認められたことは画期的であった。

図表 11 実現した構造改革特区の例

| 教育分野               |                                                                                                                      |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主な規制の特例措置(メニュー)    |                                                                                                                      |
| 分類                 | 説明                                                                                                                   |
| 教育課程の基準によらない教育課程   | 小学校で英語の教科を新たに設けるなど、学習指導要領等の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とします。                                                            |
|                    | 学習指導要領等の教育課程の基準によらず、特別の教育課程を編成する場合、上学年用の教科書を下学年の児童生徒に早期給与することを可能とします。                                                |
| 市町村教育委員会による特別免許状授与 | 教員免許を有しない者を特区の市町村費負担教職員として任用する場合等に、市町村教育委員会による特別免許状の授与を可能とします。                                                       |
| 校地・校舎の自己所有要件       | 学校の校地及び校舎については自己所有を求めないものとします。                                                                                       |
| 株式会社、NPO法人による学校設置  | 株式会社が学校の設置主体となることを認めます。                                                                                              |
|                    | NPO法人が不登校児童生徒等を対象とした学校の設置主体となることを認めます。                                                                               |
| IT等の活用による学習機会の拡大   | 不登校状態にある高校生に対して、20単位を上限としてインターネットなどのメディアを利用して行う学習を取り入れることができます。                                                      |
| 公私協力方式による学校設置      | 民間のノウハウを活かしつつ、地域の教育ニーズに対応した学校教育の機会の提供が図られるよう高等学校又は幼稚園を対象に、地方公共団体と民間主体が協力して学校法人を設立する場合に、設立認可に係る資産要件の都道府県知事の審査を不要とします。 |

## 認定された特区の例

### 太田外国語教育特区【群馬県太田市】（平成15年4月21日認定）



学習指導要領等の教育課程の基準によらない特例を活用して、市と民間が協力して小中高一貫教育の学校を設立し、国語等を除いた大半の授業を外国人教諭が英語で行う。

➡ 国際性豊かな感性と広い視野をもった国際人の育成

### 世田谷「日本語」教育特区【東京都世田谷区】（平成16年12月8日認定）



学習指導要領等の教育課程の基準によらない特例を活用して、思考の原点となる言語力＝日本語能力の向上を図る「日本語科」を新設し、「深く考える力」、「表現力」、「日本文化」の向上を図る。

➡ 深く考える素養を身に付け、自己を表現し、日本文化を理解した人材の育成

### 地域と一体化したプロジェクト教育推進特区【長野県天龍村】

てんりゅうむら

（平成16年6月21日認定）



校地・校舎の自己所有要件を不要とする特例を活用して、NPO法人が学校法人を設立し、都会の子どもたちを受け入れ、地域の高齢者の知恵と技術を融合させたプロジェクト学習中心の教育を実践する。

➡ ・高齢者のいきがいづくりの促進  
・不登校児童・生徒の減少

### ビジネス人材育成特区【大阪市】（平成15年10月24日認定）



株式会社による学校設置の特例を活用して、株式会社に大学や専門職大学院の開校を認め、高い専門性を持った人材の輩出などを図る。

➡ 卒業生及び科目等履修生からの起業者数：636人  
（平成25年度）

（注）黄色で網かけした部分（効果）は、地方公共団体から提出された特区計画に基づくものです。

出典：「あなたもできる構造改革（内閣官房構造改革特区推進室、内閣府構造改革特区・地域再生担当室）」より

また、文部科学省では、大学審議会の答申を受け、「個性豊かで多様な大学が発展していくためには、社会の変化に対応して、大学の新設や学部・学科等の組織づくりが柔軟に行えるようにすることが大切」という観点から、大学の質を保証する仕組みを「事前規制から事後チェックへ」と改善することと合わせ、大学等の設置基準や設置認可制度の大幅な弾力化を図ってきている。例えば、教員の資格に関して、学術的な研究業績を全く持たない実務家でも、専攻分野の知識及び経験に応じて教授等になることが認められるようになった。校地・校舎においても、自己所有要件を緩和し、一定の条件の下、借用でも可能になった。

こうした状況の中で、相当の公費負担が不可欠であることを条件に、制度上の要件に限れば、区立短期大学の設立の可能性があると考えられるだろう。

## 【参考資料 1】 公立大学法人の制度設計について

### 1 公立大学法人の制度設計のポイント

- 地方公共団体の選択により、公立大学の法人化が可能
- 「国立大学法人」の制度設計にならい、必要な特例を規定
  - 具体的には、地方独立行政法人法において、「公立大学法人」に関する独立した章を設け、大学における教育研究の特性に配慮する特例を規定
- ただし、具体的な法人の組織運営等は、地方公共団体の裁量にゆだねる弾力的な制度設計

### 2 地方独立行政法人との比較

|            | 公立大学法人                                                   | 地方独立行政法人                                          |
|------------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 法人の<br>設 立 | ○ 議会の議決を経て国等の認可<br>* 都道府県が設立する場合は、 <u>総務・文部科学大臣の共同認可</u> | ○ 議会の議決を経て国等の認可<br>* 都道府県が設立する場合は、 <u>総務大臣の認可</u> |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                         |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 役員の<br>任 命 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>理事長 = 学長 とする</u><br/><u>(但し、地方公共団体の選択で、別に理事長を任命することも可)</u></li> <li>○ 理事長である学長の任命（解任）は「<u>選考機関</u>」の選考（申出）に基づいて設立団体の長が行う</li> <li>○ 理事長でない学長についても、同様の手続きを経て、理事長が行う</li> <li>○ 教員の任免についても、大学の意向を尊重する手続を規定</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 理事長の任命（解任）を設立団体の長が行う</li> </ul>                                                |
| 運営組織       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運営組織を法令で規定<br/><u>(具体的な構成員、審議事項は定款で規定)</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営審議機関、教育研究審議機関を設置</li> <li>・ なお、役員会などその他の機関については、設立団体の判断により、定款等で設置</li> </ul> </li> </ul>                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 具体的な運営組織は定款等で規定</li> </ul>                                                     |
| 目標・<br>評価  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 設立団体の長が中期目標を策定<br/><u>(法人意見に配慮)</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己点検評価及び情報公開に関する事項も記載</li> </ul> </li> <li>○ 中期目標期間は、<u>6年間</u></li> <li>○ 地方独立行政法人評価委員会が評価<br/><u>(認証評価機関の専門的な評価を踏まえる)</u></li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 設立団体の長が中期目標を策定</li> <li>○ 中期目標期間は、3～5年間</li> <li>○ 地方独立行政法人評価委員会が評価</li> </ul> |
| 身 分        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>非公務員型</u></li> </ul>                                                                                                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務の内容等により判断</li> </ul>                                                         |

### 3 国立大学法人との比較

|            | 国立大学法人                                                                                | 公立大学法人                                                                                                                                           |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法人の<br>設 立 | ○ 各大学（法人）の設置を法律で規定<br>* 法律で <u>一律法人化</u>                                              | ○ 議会の議決を経て国等の認可<br>* <u>地方公共団体の判断により、法人化</u>                                                                                                     |
| 役員の<br>任 命 | ○ <u>理事長 = 学長とする</u><br>○ 学長の任命（解任）は「 <u>学長選考会議</u> 」の選考（申出）に基づいて文部科学大臣が行う            | ○ <u>理事長 = 学長とする（但し、地方公共団体の選択で、別に理事長を任命することも可）</u><br>○ 理事長である学長の任命（解任）は「 <u>選考機関</u> 」の選考（申出）に基づいて設立団体の長が行う<br>○ 理事長でない学長についても、同様の手続きを経て、理事長が行う |
| 運営組織       | ○ 運営組織を法令で規定<br><u>（具体的な構成員、審議事項等を規定）</u><br>・経営協議会、教育研究評議会を設置<br>・特定の重要事項を議決する役員会を設置 | ○ 運営組織を法令で規定<br><u>（具体的な構成員、審議事項は定款で規定）</u><br>・経営審議機関、教育研究審議機関を設置<br>・なお、役員会などその他の機関については、設立団体の判断により、定款等で設置                                     |
| 目標・<br>評価  | ○ 文部科学大臣が中期目標を策定<br><u>（法人意見に配慮）</u><br>○ 中期目標期間は、 <u>6年間</u><br>○ 国立大学法人評価委員会が評価     | ○ 設立団体の長が中期目標を策定<br><u>（法人意見に配慮）</u><br>○ 中期目標期間は、 <u>6年間</u><br>○ 地方独立行政法人評価委員会が評価<br><u>（設置評価機関の専門的な評価を踏まえる）</u>                               |
| 身 分        | ○ <u>非公務員型</u>                                                                        | ○ <u>非公務員型</u>                                                                                                                                   |

## 【参考資料 2】 シニア世代のための大学づくり

### シニア世代の学び・生きがい・交流の場としての大学づくり

#### 中間報告案

平成 17 年 11 月

日本私立大学協会

私立大学発展構想委員会

#### 一．基本的な考え方

1. 今日 60 歳以上のシニア世代が全人口の約 25% (3200 万人) に達しており、平均寿命の伸びとあいまって、シニア世代が生きがいを持って活動することのできる多様な「場」の充実が求められている。
2. わが国の経済発展を支えてきた、いわゆる「団塊の世代」(昭和 23～27 年生まれ(注 1)) は約 1100 万人を数えるが、まもなく定年の 60 歳を迎えるため、多様な「場」のニーズは今後ますます増大すると予測される。

＜参考：団塊世代の現状＞

| 生まれ年           | 人口     | 60 歳を迎える年度     | 当該年度の 18 歳人口 |
|----------------|--------|----------------|--------------|
| 昭和 23 (1948) 年 | 220 万人 | 平成 20 (2008) 年 | 124 万人       |
| 昭和 24 (1949) 年 | 231 万人 | 平成 21 (2009) 年 | 121 万人       |
| 昭和 25 (1950) 年 | 232 万人 | 平成 22 (2010) 年 | 121 万人       |
| 昭和 26 (1951) 年 | 212 万人 | 平成 23 (2011) 年 | 119 万人       |
| 昭和 27 (1952) 年 | 197 万人 | 平成 24 (2012) 年 | 121 万人       |

(注 1) いわゆる「団塊の世代」は昭和 22～26 年生まれとする場合が一般的であるが、当中間報告では昭和 23 年から始まる説を採った。特段大きな意味はない。

3. これまで大学の主要な入学者である 18 歳人口は、平成 4 年度の 205 万人をピークに減少を続けており、平成 20 年度以降は 120 万人前後で低位安定する見通しである。これからの大学を考える場合、進学率がほぼ飽和状態に達し、減少傾向にある 18 歳人口のみに焦点を当てた運営では、教育・研究面、生涯学習面、経営面などさまざまな局面で発展が見込めないと考えられる。むしろ「元気なシニア」を積極的に大学に取り込むことが、今後の大きな発展のきっかけになると期待される。
4. シニア世代はおおむね次のような特色をそなえており、大学の受入態勢ときめ細やかな配慮があれば、「大学で学ぶ」という生き方を選ぶシニア世代は少なくないと考えられる。
  - ① 人数が多く、しかも今後もさらに増加が見込めること。
  - ② 人との交流、ふれあいの機会を求めていること。
  - ③ 大学進学率の低い時期に就職しており、大学等で学びたいという知的好奇心、学習意欲を持っていること。
  - ④ 生きがいを感じることでできる活動に積極的に取り組みたいと考えていること。
  - ⑤ 時間的・経済的にゆとりがあること。その反面、大学進学に何らかのメリットを感じなければ、無駄な投資をしないこと。
  - ⑥ 体力的・時間的・経費的な問題により、遠隔地の大学に通学できないこと。必然、自宅近隣の大学に通学することが考えられるため、シニア世代の絶対人口数が多

い都心部（首都圏・近畿圏ほか政令指定都市近辺）の大学に進学する者が増えることが予想される。

## 二、シニア世代が大学に入学することにより考えられる効果等

シニア世代が大学に入学することにより考えられる効果等について、次のような内容が考えられる。

### 1. 社会や本人にとってのメリット

- ① シニアの学び・交流の場であるとともに、シニアの居場所づくりにもつながる。
- ② シニアのやる気、生きがいの助長、健康維持につながる。このことは元気な社会の実現、医療費や介護費という社会的負担の軽減につながることも期待できる。

### 2. 大学にとってのメリット

- ① シニア世代のために講じられる「受入態勢ときめ細やかな配慮」は18歳人口を中心とした若者世代の学生へのきめ細やかな指導にもつながり、全学を上げたカリキュラム改革、効果的な学習支援システムの構築などといった大掛かりな大学・大学院改革に発展することが期待できる。
- ② シニアの知識・経験が大学・大学院に還元することにより、大学の教育・研究の活性化に寄与することができる。
- ③ 人生の先輩として、やる気のない傾向の見受けられる若者学生に「渴」を入れるような「元気なシニア」の存在はキャンパスを大いに活気づける効果が期待できる。
- ④ シニア世代に特化した大学といった、現在は存在しない大学づくりも考えられる。
- ⑤ 特に団塊世代（1100万人）の1%、約11万人が大学・大学院に進学することになれば、平成16年度の留学生数に匹敵し、きわめて大きな市場としてとらえることができる。また、私立大学の経営の安定化に貢献することができる。

## 三、シニア世代を大学に受け入れるための態勢ときめ細やかな配慮の必要性

シニア世代を大学に積極的に受け入れるためには、これまでの社会人入学や生涯学習活動の経験が大きく役立つものの、単にそれだけでは不十分であると考えられる。

シニア世代は、置かれている生活環境、経済状況、身体的条件などの格差が若者世代と比べてきわめて大きいことが想定される。シニア世代を大学に受け入れるための態勢ときめ細やかな配慮がなければ、おそらくシニア世代は入学してこないであろう。

そこで、少なくとも、以下のような配慮をすることで、シニア世代の大学進学を容易にすることができるであろう。

### 1. 入学者選抜方法―「シニア特別選抜（仮称）」の実施

大学の正規課程に入学する場合、企業等に勤めながら大学に進学することを目的とした「社会人特別選抜」とは別に、より弾力的な「シニア特別選抜（仮称）」を実施することが考えられる。選抜方法としては個別学力試験を課さず、面接により学習動機や学習計画を聴取し、豊かな社会経験を積極的に評価することが考えられる。このことは文部科学省の指導がなくとも、各大学の自主的な取組みとして実施することができる。

しかしながら、大学の自主的な取組みでは普及に限界があることから、毎年5月頃に文部科学省が各大学に通知する「大学入学者選抜実施要項」において、新たな選抜

方法のひとつとして記載することで、多くの大学に普及していくことも考えられる。

## 2. 受入形態（学籍上の身分）

シニア世代を学生として受け入れる場合、さまざまな受入形態（学籍上の身分）が考えられるが、既存の制度を積極的に活用することで、シニア世代のニーズに応えることができるであろう。

- ① 正規の学部学生、大学院学生として1年生から受け入れる。この場合、長期在学制度の活用、修業年限の弾力的運用は必須のことと考えられる。
- ② 3年次編入などを活用して正規の学部学生として受け入れる。この場合も、長期在学制度の活用、修業年限の弾力的運用を講じる必要があるだろう。
- ③ 非正規学生（科目等履修生）、別科や専攻科の学生として弾力的に受け入れる。

## 3. 履修形態

シニア世代を学生として受け入れる場合、多様なニーズに応えるために、多様な履修コースを設定する必要があるだろう。

- ① 母校での再学習（Study of Homecoming）
  - 当該大学の卒業生については無料の生涯学習講座を実施したり、何らかの優遇措置を取って大学院への進学を勧めるなど、卒業生が母校に何度も足を運ぶことのできる学習サービスが考えられる。
- ② 生涯学習コース（生涯学習センターなどでの履修）
  - パソコン、歴史、ボランティアなどシニア世代に関心の高いメニューによるきわめて短期の履修形態。
  - キャリアアップを目指すシニアには教育訓練給付制度（厚生労働省）の活用も考えられる。
- ③ 非学位コース（科目等履修生による履修）
  - 各種の短期履修コースを提供する方法。
  - 履修コースを提供せず、履修は本人の希望に委ねる方法（アラカルト方式）。
  - なお、短期大学卒、大学2年在学の基礎資格を有する者は修得単位を累積し、大学評価・学位授与機構に申請することによって、学位取得の途が開かれている。基礎資格を有しない者については、現状では単位を累積しても学位取得の途は開かれていないが、将来的な「単位累積加算制度」の実現を大いに期待したい。
- ④ 非学位コース（別科・専攻科への入学）
  - 1年ないし2年程度の短期の修業年限なので、通常の履修形態でよいと考えられるが、必要があれば、個々人の学習ペースに対応できるよう、長期在学制度や修業年限の短縮化といった修業年限の弾力的運用も考えられる。
- ⑤ 学位取得コース（学部・大学院への入学）
  - 一般学生とまったく同じように履修する方法（特定学部・学科における履修）。
  - 形式的に特定学部の所属とするが、履修は本人の希望に委ねる方法（アラカルト方式）。
  - 個々人の学習ペースに対応できるよう、長期在学制度や修業年限の短縮化といった修業年限の弾力的運用により履修する方法。

## 4. 授業料等

シニア世代の学習は、社会人になるための基礎的な学習や資格取得を目指す学習ではないこと。年金のほか収入のない場合や過去の蓄えで生活している場合など必ずしも裕福なシニアばかりでないことなどが考えられることから、シニア学生の授業料等については下記のような配慮が必要であろう。

- ① 入学金、授業料、施設設備費等の学納金を一般の学生よりも低めの金額に設定する場合。
  - ② 「単位従量制」（１年間や半期ごとの総額徴収ではなく、履修科目１単位当たりの授業料を履修分だけ徴収する方式）により徴収する場合。
  - ③ 年金生活者もいることから、①や②のような一括納入方式ではなく、いわゆる「月謝制」とする場合。
  - ④ 再就職を目指しているシニアの場合には「教育訓練給付制度」（注２）の活用が考えられるほか、企業等で働いているシニアの場合には「人材投資促進税制」（注３）の活用も可能である。
- （注２）雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度。教育訓練施設に支払った教育訓練経費の４０％（上限２０万円）までをハローワークから支給。
- （注３）従業員の教育訓練に積極的に取り組む企業・個人事業者について、教育訓練経費の一定割合を法人税・所得税から税額控除する。

## ５．卒業後の配慮

シニア世代の卒業後については、一般の学生のような就職問題は生じないが、社会貢献をしたい心構えは一般学生を大いに凌駕しているものと考えられるので、新たに学んだ知見を何らかの形で社会還元する機会を与えることが重要である。例えば、次のような取組みが考えられる。

- ① 大学においてＮＰＯ等の設置支援を行い、シニア世代の持つ知識や経験を、各種ボランティア活動等を通じて社会還元するような取組み。
- ② 地方自治体と連携して、地域の社会活動の中でシニア世代を活かせる「場」を提供するような取組み。
- ③ 地元の教育委員会と連携して、近隣の幼稚園・小学校の特別授業や総合学習における臨時講師として派遣できるような組織的支援。
- ④ 大学における起業講座等を通じて、シニア世代の起業を支援するような取組み。
- ⑤ 外務省等との連携により、シニア世代の卒業後の活躍の場を国外に求め、国際貢献の一助とする取組み。

## ６．その他の配慮等

- ① シニア世代が安心して学生生活を楽しむことができるよう、施設等のバリアフリー化をさらに推進する。
- ② 健康相談窓口、医療施設、シニア世代向けのスポーツ施設・設備等を整備・充実するとともに、これらの施設や既存の施設の有機的連携によりきめ細やかなサービスを実施する必要がある。
- ③ 留学生受入事業において実施しているような研修旅行や交流会などのメニューを、シニア世代のニーズにあった形で提供することも考えられる。

## ７．実施年度

大学の自主性により実現可能なので、一部の大学では早ければ平成１８（２００６）年度入学から実施することができるものの、本格的な実施については下記のような社会環境の整備とともに普及していくものと考えられる。

# 四．シニア世代の大学入学が円滑になるための社会環境の整備（今後の課題）

シニア世代が生きがいを持って活動することのできる多様な「場」のひとつとして、

大学を活用することは社会的に大いに有意義であると考え、大学の自主性の範囲内の努力ではままならない社会環境があり、普及にも時間がかかると考えられる。

今後、国や地方自治体の施策により、シニア世代の進学意欲および大学のインセンティブの向上を図ることがきわめて重要である。

#### 1. 文部科学省通知「大学入学者選抜実施要項」への記載

毎年5月頃に文部科学省が各大学に通知する「大学入学者選抜実施要項」において、新たな選抜方法のひとつとして記載することで、多くの大学に普及していくことが考えられる。

#### 2. 単位累積加算制度の実現

短期大学卒、大学2年在学の基礎資格を有しない者は、修得単位をいくら累積しても、大学評価・学位授与機構に申請することができず、学位取得の途は開かれていないので、「単位累積加算制度」の実現を大いに期待したい。

#### 3. 受入れ大学への私学助成等の充実（国の支援）

- ① 私立大学等経常費補助金の特別補助において、現行の「社会人の受入れ（学部等・大学院）」（平成17年度予算：18億5400万円）に加えて、新たに「シニア世代の受け入れ（仮称）」といった新規の補助が考えられる。また、現行の「社会人の受入れ（教育訓練講座）」についても予算の増額に努められたい。
- ② 私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助における私立大学等防災機能等強化緊急特別推進事業のバリアフリー推進事業（平成17年度予算：5億6000万円）のさらなる充実が考えられる。
- ③ その他、シニア世代の福利厚生観点から厚生労働省においても何らかの支援を講じられたい。

#### 4. 地方自治体からの支援・援助（地域の支援）

シニアの学び・交流の場としての大学。そのことがシニアのやる気、生きがいの助長、健康維持につながることは社会政策上大きな意味を持つ。このことは元気な社会の実現、医療費や介護費という社会的負担の軽減につながることも想定されることから、さまざまな形で地方自治体からの支援・援助を望みたい。また一方で、大学側が自治体を巻き込むような積極的な取り組みも大いに期待される。

## 五. 今後の研究方法等

私立大学発展構想委員会のもと、「シニア世代の学び検討小委員会」を設けるほか、委員所属の加盟大学以外からも意見を求めるため「シニア世代の受入れ推進研究会」を開催して研究を推進する。研究成果については、理事会・総会等に報告の上、適宜必要な措置等を講じる。

以 上